

「新潟県高速道路交通安全協議会」会則

第1章 総則

(名 称)

第1条 この会は、新潟県高速道路交通安全協議会という。

(設置の目的)

第2条 この会は、高速道路における交通安全意識の普及高揚と交通事故の防止に努め、もって安全かつ円滑な交通の実現に寄与することを目的とする。

(事 業)

第3条 この会は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事業を行う。

- (1) 交通安全に関する研修会、講習会の開催
- (2) 交通安全に関する教育の実施
- (3) 交通安全に関する広報活動
- (4) 交通安全に関する調査研究
- (5) 交通安全に関する功労者、団体等の表彰
- (6) その他前条に規定する目的を達成するために必要な事業

第2章 組織

(組 織)

第4条 この会は、第2条の目的に賛同する次の者で構成する。

(1) 正会員

高速道路を常時又はひんぱんに利用する県内の事業所（支店及び支所を含む。）及び事業協同組合

(2) 賛助会員

この会の事業を助成する県内の団体及び個人

(入 会)

第5条 この会に入会しようとするものは、別に定める入会申込書を会長に提出しなければならない。

(会費の納入)

第6条 会員は、総会で別に定める会費を納入しなければならない。

2 会員は、既納の会費の返還を求めることができない。

(退 会)

第7条 会員は、退会しようとするときは、別に定める退会届を会長に提出しなければならない。

2 会員が次の各号のいずれかに該当するときは、退会したものとみなす。

(1) 会員の死亡又は、会員が代表する団体等が解散等により存在しなくなった場合

(2) 会費の納入期限を6ヶ月を経過しても納入のない場合

第3章 役員等

(役員の種類別)

第8条 この会に次の役員を置く。

会 長	1 人
副 会 長	5 人以内
理 事	30 人以内
監 事	2 人

(役員を選任)

第9条 理事及び監事は、会員のうちから総会の議決により選任する。

2 会長、副会長は、理事の互選とする。

3 理事及び監事は、相互に兼ねることができない。

(役員職務)

第10条 会長は、この会を代表し、会務を統括する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代行する。

3 理事は、理事会を構成し、その議決に基づき会務を執行する。

4 理事は、会務および会計を監査する。

(役員任期)

第11条 役員任期は、2年とする。ただし、再任は、妨げない。

2 補欠の役員任期は、前任者の残任期間とする。

3 役員は、その任期が完了した場合においても、後任者が就任するまでの間は、引き続きその職務を行わなければならない。

(解任)

第12条 役員は、その職務の遂行に支障ある理由が生じた場合は、理事会の承認を得て辞任することができる。

(顧問等の委嘱)

第13条 この会に、顧問・参与及び相談役を若干名おくことができる。

2 顧問・参与及び相談役は会長が理事会の承認を得て委嘱する。

3 顧問及び相談役は、会長の諮問に応ずるものとする。

4 参与は、会長の諮問に応ずるほか、会議に出席して意見を述べることができる。

第4章 会議

(会議の種別)

第14条 会議は、総会及び理事会とする。

2 総会は、通常総会及び臨時総会とする。ただし、緊急の必要がある場合においては、理事会を持って総会に代えることができる。

(会議の構成)

第15条 総会は、会員をもって構成する。

2 理事会は、理事をもって構成する。

(会議の機能)

第16条 総会は、次の各号に掲げる事項を議決する。

- (1) 予算及び決算
- (2) 事業計画及び事業報告
- (3) 理事及び監事の選任
- (4) 会則の変更
- (5) その他、この会の運営に関する事項で特に重要なもの

2 理事会は、次の各号に掲げる事項を議決する。

- (1) 総会で議決した事項の執行に関する事項
- (2) 総会に付議する事項で検討を必要とする事項
- (3) 表彰に関する事項
- (4) その他、この会の運営に関する事項で、総会の議決を要しないもの

(会議の開催)

第17条 通常総会は、毎会計年度終了後おおむね2ヶ月以内に開催する。

2 臨時総会及び理事会は、会長が必要と認めた時開催する。

第18条 会議は、会長が招集する。

2 会議の招集に当たっては、あらかじめ会議の日時、場所及び目的を文書により会議の構成員に通知しなければならない。

(会議の議長)

第19条 会議の議長は、会長とする。

(会議の定足数)

第20条 会議は、会議の構成員の過半数の出席がなければ、開催することができない。

(会議の議決)

第21条 会議の議事は、この会則で定める場合を除き、出席者の過半数の同意をもってこれを決し、可・否同数のときは、議長の決するところによる。

2 会議に出席できない会議の構成員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は、代理人に表決を委任することができる。

3 前項の規定により表決する者は、第20条及び29条の規定の適用については、会議の出席者とみなす。

第5章 会計

(資産)

第22条 この会の資産は、次の各号に掲げるもので構成する。

- (1) 会費、賛助金及び寄付金品
- (2) 資産から生ずる収益
- (3) その他の収入

(資産の管理)

第23条 この会の資産は、理事会の決議によって定めた方法により、会長が管理する。

(経費の支弁)

第24条 この会の経費は、資産をもって支弁する。

(予算及び決算等)

第25条 予算及び事業計画は、会長が年度開始前にその案を作成し、通常総会の議決を経て定める。

2 会長は、年度終了後決算及び事業報告を監事に提出し、その監査を受けたうえ、通常総会の承認を受けなければならない。

3 監事は、前項の規定により、決算および事業報告の提出を受けたときは、これを監査し、その結果を通常総会に報告しなければならない。

(会計年度)

第26条 この会の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

第6章 支部

(支部の設置)

第27条 この会に、新潟・長岡・湯沢・上越・糸魚川の5支部を置く。

(支部役員)

第28条 支部に、支部長 1名、副支部長 若干名を置く。

(支部役員を選出)

第29条 支部役員は、各支部の理事の内から互選する。

第7章 雑則

(事務局の設置)

第30条 この会の事務局は、会長に選任された者が所属する事業所内に置く。

(理事会への委任)

第31条 この会則に定めるもののほか、会の運営について必要な事項は、理事会において定めるところによる。

(会則の変更)

第32条 この会則は、総会において、出席者の4分の3以上の同意を得なければ変更することができない。

附 則

(施行期日)

1 この会則は、昭和58年5月9日から施行する。

(経過措置)

- 2 昭和58年度の会計年度は、本則第26条の規定にかかわらず、昭和58年5月9日から昭和59年3月31日までとする。
- 3 設立総会において選任された役員の任期は、本則第11条第1項の規定にかかわらず、昭和60年3月31日までとする。
- 4 支部制の導入は、平成6年4月1日から施行する。
- 5 支部の設置数は、平成27年5月20日から5支部とする。

新潟県高速道路交通安全協議会運営要綱

第1 趣 旨

この要綱は、新潟県高速道路交通安全協議会の事業運営に関し必要な事項を定めるものとする。

第2 役員を選出

役員を選出に当たっては、本会加入の組織又は、団体内の意見を十分反映されるようにするものとする。

第3 関係機関との連携

理事は、本会事業を円滑に推進するため、所管する交通、運輸、労働等の関係行政機関および団体と常に連携を保ち、理事会を通じてこの会の事業の円滑な推進に寄与するものとする。

第4 会 費

会費及びその納入方法は、次のとおりとする。

1 正会員

月額1,000円とし、毎年4月30日までに事務局の発行する請求書により当該年度分を一括して納入するものとする。

ただし、年度途中で入会した者は、入会した月から起算した当該年度内の月数の会費を入会時に一括納入するものとする。

2 賛助会員

1口50,000円とし、口数は、当該賛助会員が決定のうえ前記1に定めるところにより納入するものとする。

第5 入会申込み

会則第5条に規定する入会申込みは、入会申込書（別添様式1）に所要の会費を添えて、事務局を経由して行うものとする。

第6 退 会

会則第7条に規定する退会は、退会届（別添様式2）により事務局を経由して行うものとする。

附 則

（実施日）

この要綱は、昭和58年5月9日から実施する。